

# 工事に伴う給水装置の破損事故の防止について

# 尼崎市水道

## ～工事関係者の皆様にお願ひ～

**埋設工事**や**解体工事**などの際に、給水管等の給水装置を損傷・破損する事故が多発しています。工事関係者の皆様におかれましては、**下記の注意事項**についてご理解いただき、給水装置の損傷・破損事故の防止にご協力願います。

### 事前調査

## 工事の施工前に、調査確認を！

○工事を行う際には、必ず給水装置の位置（管理図・給水台帳）を事前にご確認ください。管理図・給水台帳は尼崎市上下水道庁舎で確認できます。ただし、管理図はどなたでもご覧いただけますが、給水台帳の閲覧には所有者等の委任状が必要です。

○管理図、給水台帳と現地で位置が異なる場合がありますので、止水栓、メーターボックスの位置を現地で確認し、万が一の場合に止水できるかを確認しておいてください。

### 工事施工

## 慎重な工事をお願いします！

○工事の前には、工事従事者との施工前打ち合わせなど給水装置の位置情報を共有した上で、破損事故の無いように慎重に工事を進めてください。

○事前調査による位置や深度に埋設されていない場合があるため、重機等を使用の際には試験掘りなどを行った上で注意して施工してください。

### 管を破損させた際は！

## 速やかにご連絡ください！

○工事中、管を破損させた場合には、事前調査により把握している止水栓などにより速やかに止水をしてください。  
○給水装置等の破損については、公営企業局でも有料にて修繕対応しますので下記連絡先にご連絡ください。破損に関する費用は、現地での概算額提示後、後日請求書を送付しますので期日までに納付してください。**納付期日が過ぎますと遅延損害金が発生します**ので、注意してください。なお、令和2年4月から公営企業局での対応は原則、**漏水を止めるためのキャップ止め等の簡易措置のみ**となります。

○水道メーターは、公営企業局の所有物です。紛失・破損させた場合には、下記連絡先にご連絡ください。

### お問い合わせ先

事前調査等	お問合せ：公営企業局 上下水道部 水道維持担当	06-6489-7444
	受付時間：平日8:45～17:30	
	調査場所：尼崎市東七松町2丁目4番16号 2階	
修繕工事について	受付時間：年末年始を除き 8:45～17:30	
	上下水道電話受付センター	06-6375-0002
	それ以外の時間	
	尼崎市上下水道庁舎警備室	06-6489-7400